

交通事故被害者サポート事業

第9次交通安全基本計画・犯罪被害者等基本法

交通事故被害者支援の充実・強化を積極的に推進していく必要性

交通事故の被害者やその家族・遺族が、深い悲しみや辛い体験から立ち直り、回復に向け再び歩みだすことができるような土壌を醸成することが目的

事業受託者

委員会参画

委嘱

報告書納品

内閣府政策統括官
(共生社会政策)

[交通事故被害者サポート事業検討会]

被害者学・精神医学・被害者支援・遺族心理に関する有識者及び遺族代表からなる検討会において、当該年度の事業実施方針・実施方法・事業総括等について検討するほか、各事業の進捗状況の管理を行うとともに、被害者支援の現場の声や実情を踏まえ、相談マニュアルやパンフレット等を作成

事業の企画・運営及びマニュアル等の作成

[自助グループ運営・連絡会議]

これまでに内閣府が立ち上げを支援した自助グループのほか、全国の自助グループ代表者等を集め、活動発表・支援団体の取組発表・課題検討等を実施

自助グループの活動支援

[各種相談窓口等意見交換会]

自助グループ・交通事故相談所・被害者支援センター・精神保健福祉センター等の関係団体間での連携強化を図るため、被害者支援の専門家・交通事故相談員・支援センター担当者等による意見交換会の開催

相談窓口機関の連携強化

[交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会]

自助グループ・被害者支援センター・児童相談所・教育相談センター・学校関係者等の関係団体による交換会の開催

[交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム]

交通事故で家族を亡くした子供に焦点を当て、専門家の講義、交通事故被害者遺族の講演、パネルディスカッション等を通じて、必要な支援や課題等の意見を集約し、家族を亡くした子供のみならず、その周囲にいる保護者や支援に携わる方等に対して、情報を発信することを目的に開催

子供の支援強化